

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告

被告国（処分行政庁 外務大臣）

求釈明書（4）

2021年12月9日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

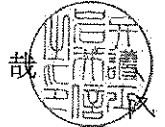
原告訴訟代理人弁護士

鈴木 雅



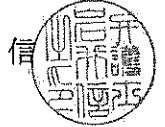
同

土田 元



同

岩井 信



同

韓 泰



原告は、被告に対して、以下のとおり釈明を求める。

（求釈明）

1 乙26号証の2（トルコ外務省口上書）記載の以下の各口上書を開示されたい。

①2018年10月31日付け口上書（番号241/18）日本国大使館作成

②2018年11月24日付け口上書（番号KODA/22649696）トルコ共和国外務省作成

③2019年1月24日付け口上書（番号31/19）日本国大使館作成

④2019年2月5日付け口上書（番号KODA/22981949）トルコ共和国外務省作成

⑤2019年2月5日付け口上書（番号40/19）日本国大使館作成

2 トルコ入管局長が原告に対して行ったとされる「2018年10月24日付け入国禁止措置」（以下「本件入国禁止措置」という。）について、被告がトルコ共和国から最初に伝えられたのはいつか。

トルコ外務省による2018年11月24日付け口上書（上記②）においてか。

トルコ外務省による2019年2月5日付け口上書（上記④）においてか。

トルコ外務省による2019年2月13日付け情報通知（乙12）においてか。

これら以外だとすれば、それはいつ、いかなる方法によるか。

3 上記2の時点より前に、被告がトルコ共和国に対して、本件入国禁止措置のほか、原告がトルコに入国を認められない可能性について問い合わせた事実はあるか。あるとすれば、それはいつか。

日本国大使館による2018年10月31日付け口上書（上記①）においてか。

日本国大使館による2019年1月24日付け口上書（上記③）においてか。

日本国大使館による2019年2月5日付け口上書（上記⑤）においてか。

これら以外だとすれば、それはいつ、いかなる方法によるか。

（求釈明の必要性）

1 原告は、第4準備書面において、平成30年10月24日付けトルコにおける原告の入国禁止措置を裏付ける証拠が日本政府作成の報告書（乙12、乙23）のみであり、直接的にこれを裏付ける証拠（入国禁止措置の決定書等）がないことを指摘した。前回期日においても裁判所は、トルコにおける原告の入国禁止措置が本件処分の前提要件であることも踏まえて、被告に対して追加の立証を促した。

しかし、被告が提出したものは、トルコによる上記入国禁止措置から3か月半以上経過した後に作成されたトルコ外務省作成の口上書のみである（乙26の2）。

そして、同口上書の作成に至るまでには、上記のとおり日本とトルコとの間で様々なやりとりがなされていることからすれば、同口上書（乙26の2）の「
イスタンブール空港から出国し

た2018年10月24日、第6458外国人・国際保護法9条3項により、5年間のトルコへの入国が禁止され」との記載の信用性を判断するためには、同口上書に至った経緯が明らかにされる必要がある。

- 2 被告の主張によれば、本件のような9条1項に基づく入国禁止措置については本人の入国まで通知されないところ、本人には通知しないまま、国籍国（本件では日本国）にのみ予め通知することは考え難い。

トルコ外務省による情報通知の経緯（トルコ政府が任意に先に開示したか、日本政府の要求によりトルコ政府が事後的に開示したか）及びそれに先立つ日本政府のトルコ外務省への働きかけの内容によっては、日本政府の主導により、旅券発給拒否の理由が探索、誘導された疑いを排除できず、当然に旅券発給の裁量権を逸脱する考慮要素になる。

国外退去決定通知書の作成経緯についても重大な疑いがあることは既に繰り返し指摘しているところである（原告第4準備書面4頁以下）。

- 3 したがって、上記求釈明により、前提事実を明らかにすることが必要である。

以上